

< 正誤表 >

運転免許統計「運転免許統計(平成24年版)」(全36ページ)

平成25年4月1日から平成25年4月25日までの間に当庁ホームページに掲載されたみだし統計については、一部記載に誤りがあったため、平成25年4月25日からは記載の誤りを訂正して掲載しています。  
本表では、記載に誤りがあった箇所を示すとともに、記載内容の正誤を示します。

【訂正前】

1 運転免許保有者関係  
(4) 男女別、種類別運転免許現在数の年別推移 (7ページ)

年別	性別	種類別 第二種 免許	第一種免許									合計		
			大型	中型	普通	大型 特殊	牽引	大型二輪	普通二輪	小型 特殊	原付		小計	
誤	24年	男	(省略)	5,192,287	40,390,252	3,571,000	2,386,682	<del>10,193,671</del>	<del>8,086,072</del>	<del>343,814</del>	<del>10,379,677</del>	<del>1,137,459</del>	81,680,914	84,002,013
誤		女		145,440	31,680,413	3,178,966	67,441	<del>745,259</del>	<del>1,224,714</del>	<del>159,524</del>	<del>6,598,052</del>	<del>23,050</del>	43,822,859	43,881,113
誤		計		5,337,727	72,070,665	6,749,966	2,454,123	<del>10,938,930</del>	<del>9,310,786</del>	<del>503,338</del>	<del>16,977,729</del>	<del>1,160,509</del>	125,503,773	127,883,126

(注) 2種類以上の運転免許を保有している者は、保有しているすべての運転免許の欄に計上している。

(6) 身体障害者に対する条件付運転免許の保有者数  
ア 条件付運転免許の保有者数の年別推移 (9ページ)  
表の「区分」欄  
「特定後写鏡の使用 かつ、普通車の乗用車に限定」

誤

(注2)  
「特定後写鏡の使用、かつ、普通車の乗用車に限定」条件は、平成20年6月から実施した。」

誤

(注3)  
「補聴器の使用」には、「補聴器を使用しない場合は、特定後写鏡で聴覚障害者標識を付けた普通車の乗用車に限定」の条件を付されている者を含む。」

誤

イ 平成24年末の都道府県別条件付運転免許の保有者数 (10ページ)  
表の「免許の条件」欄  
「特定後写鏡で普通車の乗用車に限る」

誤



【訂正後】

1 運転免許保有者関係  
(4) 男女別、種類別運転免許現在数の年別推移 (7ページ)

年別	性別	種類別 第二種 免許	第一種免許									合計		
			大型	中型	普通	大型 特殊	牽引	大型二輪	普通二輪	小型 特殊	原付		小計	
正	24年	男	(省略)	5,192,287	40,390,252	3,571,000	2,386,682	<del>10,193,671</del>	<del>8,086,072</del>	<del>343,814</del>	<del>10,379,677</del>	<del>1,137,459</del>	81,680,914	84,002,013
正		女		145,440	31,680,413	3,178,966	67,441	<del>745,259</del>	<del>1,224,714</del>	<del>159,524</del>	<del>6,598,052</del>	<del>23,050</del>	43,822,859	43,881,113
正		計		5,337,727	72,070,665	6,749,966	2,454,123	<del>10,938,930</del>	<del>9,310,786</del>	<del>503,338</del>	<del>16,977,729</del>	<del>1,160,509</del>	125,503,773	127,883,126

(注) 2種類以上の運転免許を保有している者は、保有しているすべての運転免許の欄に計上している。

(6) 身体障害者に対する条件付運転免許の保有者数  
ア 条件付運転免許の保有者数の年別推移 (9ページ)  
表の「区分」欄  
「特定後写鏡の使用」

正

(注2)  
「特定後写鏡の使用」欄には、「特定後写鏡で普通車の乗用車に限る」(20年6月から24年3月まで実施)の条件又は「特定後写鏡」(24年4月から実施)の条件を付されている者を計上した。」

正

(注3)  
「補聴器の使用」には、「補聴器を使用しない場合は、特定後写鏡で聴覚障害者標識を付けた普通車の乗用車に限定」(20年6月から24年3月まで実施)の条件又は「補聴器を使用しない場合は、特定後写鏡で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限定」(24年4月から実施)の条件を付されている者を含む。」

正

イ 平成24年末の都道府県別条件付運転免許の保有者数 (10ページ)  
表の「免許の条件」欄  
「特定後写鏡」

正